

## 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

### (ア) 現在の状況

構成資産と一体をなす周辺環境は、白山山頂を中心とした石川・福井・岐阜の3県にまたがる広域に展開し、その規模・性質・立地条件や地元住民、関係団体、関係機関等との係わりにおいても多様である。例えば、構成資産と一体をなす周辺環境については、11「白山」、12「白山山頂・禅定道遺跡群」等のように山岳・河川・溪谷等の自然地形や森林・植生等と一体的となり景観を形成している事例や、25～27のように現在の集落域等と重複する事例がある。

現在、構成資産と一体となる周辺環境に対する保全措置は、下表のとおりである。

構成資産名	周辺環境の保全措置
旧小倉家住宅( 1)、旧杉原家住宅( 5)、旧織田家住宅( 6)	石川県立白山ろく民俗資料館敷地として面的に保全
白山( 11)、白山山頂・禅定道遺跡群( 12)、白山平泉寺旧境内( 14) の大半、旧玄成院庭園( 15)、越前禅定道( 16) の大半、石徹白の大杉( 17)、石徹白の浄安スギ( 21)、白山中居神社のブナ原生( 22)、白山中居神社の森( 23)、白山中居神社境内の景観( 26)	白山国立公園(自然公園法に基づく規制)
御仏供スギ( 3)、鳥越城跡附二曲城跡( 4)、白山比咩神社関連の資産( 8～10)	獅子吼・手取県立自然公園(「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく規制)
越前禅定道( 16) の大半	奥越高原県立自然公園(「福井県立自然公園条例」に基づく規制)
阿弥陀ヶ滝( 19)	奥長良川県立自然公園(「岐阜県立自然公園条例」に基づく規制)

### (イ) 今後の方針

構成資産と一体をなす周辺環境の保全については、今後設置する学術調査委員会の指導を得ながら、構成資産に対する学術調査の実施と並行して、重要な構成要素及び保全措置を講ずるべき範囲を明らかとしていくものとする。

そして、明らかとなった周辺環境のうち、重要な構成要素及び景観等の保全措置が十分でない範囲については、所管する市が、地域住民や関係団体、関係機関等の理解と協力を得ながら、条例の制定等による保全措置を計画的に進めることとする。

また、自然公園法、河川法、森林法等の関係法令を有機的に関連させつつ、関係機関等と緊密に連携を図ることで、周辺環境の適切な保全を確実なものとする。